

資料提供

令和5年9月29日（金）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 佐藤 要介

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424

090-3311-1520

豚肉の抗菌性物質（スルファメトキサゾール）残留基準違反について

令和5年9月26日（火）、東京都から、「収去検査において、茨城県内の施設で加工された豚肉から、基準値を超える抗菌性物質のスルファメトキサゾールが検出された。」旨の通報を受理しました。土浦保健所の調査の結果、当該品は茨城県土浦市の食肉処理業者「茨城協同食肉株式会社」で加工されていることが判明しました。

このため、土浦保健所長は、本日、食品衛生法に基づき、当該加工者に対し回収を命じました。

1 加工者

名 称：茨城協同食肉株式会社 代表取締役社長 東谷 昌明

住 所：土浦市中 626

2 違反品

品 名：豚肉

包 装 形 態：合成樹脂製袋及び段ボール包装

加工年月日：令和5年9月8日（金）

賞 味 期 限：令和5年9月17日（日）又は9月28日（木）

3 検査結果

抗菌性物質（スルファメトキサゾール）0.04ppm 検出（基準値：0.02ppm）

※検査機関：東京都健康安全研究センター

4 出荷先及び出荷数

出荷年月日：令和5年9月11日（月）から

出 荷 先：JA 全農ミートフーズ株式会社 土浦営業所

出 荷 数：2404.5kg（190箱）

5 県の対応等

- ・当該品の流通先を管轄する自治体を通じて回収状況の確認を行います。
- ・当該加工者は、既に違反品の回収を開始しています。

県民の皆様へ

スルファメトキサゾールはサルファ剤の一種で、抗菌性物質のトリメトプリムとの合剤としてヒトや豚、鶏の感染症の治療及び発症抑制に使用されています。わが国におけるスルファメトキサゾールの ADI（1日許容摂取量）は設定されていませんが、EMEA（欧州医薬品審査庁）はサルファ剤全体について、0.1ppm の MRL（最大残留基準）を設定しています。今回違反のあった「豚肉」の残留濃度は 0.04ppm であることから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

【 参 考 】

スルファメトキサゾールの概要

1. 名 称：スルファメトキサゾール、Sulfamethoxazole
2. 用 途：動物用医薬品（抗菌性物質）
3. 毒性評価：わが国における ADI（1日許容摂取量）は設定されていませんが、EMEA（欧州医薬品審査庁）はサルファ剤全体について、0.1ppm の MRL（最大残留基準）を設定しています。

（ADI とは体重 1 k g あたりの 1 日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量）

【当該品の画像】

